

旧秋芳総合支所ほか備品販売会開催要領

廃止した秋芳総合支所等にあった施設備品等で、不用となった物品を価値のある資産として循環させるため、備品販売会を開催します。

I 購入者の資格

備品販売会において不用物品を購入できるのは、市内に居住若しくは勤務する個人又は市内の法人（公共的団体を含む。）とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、購入することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する場合
- (3) 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする場合
- (4) 前各号のいずれかに該当する事実があった場合の代理人又は委託等を受けた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

II 開催日時等

1 日時・会場

- (1) 日時 令和8年4月19日（日）午前9時30分～午後4時
（最終入場は、午後3時30分まで）
- (2) 会場 旧秋芳総合支所（美祢市秋芳町秋吉 5335 番地 1）
旧秋芳地域情報通信施設（美祢市秋芳町秋吉 5320 番地 2）

2 注意事項

- (1) 受付時又は支払い時に本人確認を行いますので、運転免許証や健康保険証等の公的機関が発行した身分証明書を持参してください。市内法人の方は、その所在が分かるもの（名刺等）をお持ちください。
- (2) 駐車場は、美祢市秋芳地域まちづくりセンター駐車場を使用してください。
- (3) 購入した物品を持ち帰るためのエコバックを持参してください。
- (4) 会場にはお手洗いはありません。お手洗いは、秋芳地域まちづくりセンターを使用してください。
- (5) 職員による物品の説明はありません。各自で確認してください。
- (6) 備品販売会へ来場するための事前の申込みはいりません。また、入場料は必要ありません。
- (7) 開催時間内であっても、物品が売り切れた場合はその時点で終了します。

Ⅲ 備品販売会

1 整理券制による販売

4月19日（日）9：30～12：00

- (1) 整理券は、午前8時30分から秋芳地域まちづくりセンターで配布します。
- (2) 1ターン30分制とし、各会場の入場は次のとおりです。

区 分	1ターンの組数	1組の人数
旧秋芳総合支所	10組	4人まで
旧秋芳地域情報通信施設	3組	4人まで

- (3) 1組につき、購入数は5点までとします。

【購入の仕方】

- ・受付で「受付票」及び「売約済票」を5枚配布します。
- ・購入したい物品5点を手に持ち、「受付票」に住所、氏名、連絡先を記入し精算所でお支払いください。
- ・持ち歩けない大型備品の場合は、購入を希望する物品に、氏名を記入した「売約済票」を貼り付けた上で、「受付票」に住所、氏名、連絡先、購入品目、金額を記入してください。
- ・現品のみの販売のため、既に「売約済票」が貼ってある物品は購入できません。

2 自由入場制による販売

4月19日（日）13：00～16：00

- (1) 受付から購入まで1時間を限度とする、自由入場制とします。
- (2) 購入制限はありませんが、混雑が予想される時間帯は入場を制限する場合があります。

【購入の仕方】

- ・受付にある「受付票」及び「売約済票」をそれぞれお持ちいただき、整理券制と同様に「受付票」に住所、氏名、連絡先を記入し精算所でお支払いください。

3 販売物品

備品販売会で販売する主な物品は、別紙リストのとおりです。

なお、市の施設で不用となった物品を販売するため、リストに掲載していない物品を販売する場合があります。

4 購入方法

会場において物品を確認され、購入希望の物品がある場合は、「受付票」に住所、氏名、連絡先を記入し、各物品設定の販売価格を確認の上、会場内の精算所で現金にて代金をお支払いください。

代金の後納や現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）でのお支

払いはできません。

また、持ち歩けない大型備品の場合は、購入希望の物品に、氏名を記入した「売約済票」を貼り付けた上で、「受付票」に住所、氏名、連絡先、購入品目、金額を記入し、精算所で代金をお支払ください。

なお、現品のみの販売のため、既に「売約済票」が貼ってある物品は購入できません。

5 売払物品に係る注意事項

- (1) 物品は、現状有姿での引渡しとなります。必ず、現地にて現物を確認の上、購入してください。
- (2) 物品の動作確認は行っていませんので、電気製品等についてはジャンク品扱いとします。
- (3) 物品のクリーニングは行っていません。
- (4) 備品販売会の販売物品は、差押物品ではありません。
- (5) 物品の取扱説明書はありません。
- (6) 物品には、使用の経年劣化による破損箇所やキズ、汚れなどがあります。
- (7) 物品の部品が欠損している場合があります。
- (8) 物品の搬出作業中に破損した場合、また、購入後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金及び補償、物品の返品等は一切受け付けません。
- (9) 固定された物品の取外しや会場からの運搬等の一切の費用及び手続は、購入者の負担となります。また、取外しに必要な工具や運搬に必要な梱包材・台車等も購入者で用意してください。
- (10) 購入後の物品の返品や交換はできません。
- (11) 購入した物品は、購入当日に搬出してください。

IV 問い合わせ先

〒759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1
美祢市デジタル推進部デジタル推進課
TEL 0837-52-1311
FAX 0837-53-1959
Mail digital@city.mine.lg.jp

〒754-0511

山口県美祢市秋芳町秋吉 5357 番地
美祢市総務企画部秋芳総合支所
TEL 0837-62-1910
FAX 0837-62-1828
Mail s-sogomadoguchi@city.mine.lg.jp